



## 男女共同参画の視点

### ご存知ですか「女性活躍推進法」

平成27年8月に誕生し、ニュースや新聞などでも頻繁に取り上げられている女性活躍推進法。この法律について知っていますか。法律の正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」です。

この法律では、女性の職業生活を後押しするためのさまざまなことが定められていますが、それだけではありません。基本原則には、次のようなことが書かれています。

- 男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきであることに留意すること

このように、この法律は女性だけに配慮をしているものではありません。また、女性の就業を強制するものでもありません。

女性にとって暮らしやすい制度や仕組みを作ることで、活気のある、誰もが暮らしやすい社会となることを目指しています。

まずは自身のワーク・ライフ・バランスを見直し、仕事と家



庭の両立について考えてみましょう。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



## 消費生活相談Q&A

### お薬手帳を使いませんか

**Q** 私は毎月同じ病院に通院しています。今月、いつもの調剤薬局に処方箋を持っていき薬を受け取った時に、先月より料金が少し高いことに気が付きました。薬剤師に聞いたところ、「お薬手帳を持ってこなかったからですよ」と言われました。このようなことがあるのでしょうか。

**A** 薬局でお薬手帳を提示すると、支払い料金が安くなる場合があります。平成28年4月から、初めて薬局を利用する場合には、「薬剤服用歴管理指導料」が3割負担の人で150円ほどかかるようになりました。同じ薬局を6カ月以内に利用し、お薬手帳を持参すると、3割負担の人で30～40円ほど安くなります。料金が安くなるだけでなく、自分で薬の効果などを記録することにより、服用中の医薬品に対する理解が深まるなどのメリットがあります。病院や薬局に行くときは、お薬手帳を忘れずに持っていきましょう。

このほかにも、お薬手帳を持つと次のようなメリットがあります。

- アレルギー歴や過去にかかった病気の情報を伝えることができ、的確な治療の助けになる
- 薬の重複や飲み合わせをチェックすることができ、副作用な

どのリスクを減らすことができる

- 災害時には、「薬を飲んでいる証明書」となる場合がある

スマートフォンなどを利用した「電子お薬手帳」が使用できる薬局もありますので、かかりつけの薬局に相談してみてください。

※くわしくは利用している薬局または消費生活センター(☎23-1161)へ。





## ジェネリック医薬品

### 切り替えて負担軽減を

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。ジェネリック医薬品の普及は、一人一人の自己負担や市・健康保険組合の負担などの軽減につながります。特徴やメリットを理解して、ジェネリック医薬品を使ってみませんか。

#### 効き目や安全性は新薬と同等

ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざまな試験を行います。その結果、効き目や安全性が新薬と同等で



あると証明されたものだけが、厚生労働大臣によって、ジェネリック医薬品として承認されます。

#### 切り替えることで自己負担が軽減

新薬の研究開発には、9~17年の長い歳月と、数百億円以上の費用を要するといわれています。薬の価格には、その莫大<sup>はくたい</sup>な開発費用が反映されています。

これに比べてジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用が安く抑えられます。そのため、価格は新薬に比べて3~5割程度安くなっており、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担を減らすことができます。

ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないので、切り替えできない場合もあります。まずは医師または薬剤師に相談してください。

#### 対象者には「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を

市では「ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する差額通知」を6月下旬にはがきで送付します。これは、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は25歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、6月9日(金)までに保険年金課(☎20-1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人については、必要ありません。

※くわしくは同課へ。



## 年金の振込通知書

### 発行は年1回です

国民年金・厚生年金・船員保険の年金は、支払月(偶数月)の15日に、希望した銀行などの預金口座に振り込まれます。「振込通知書」は年1回、日本年金機構から6月に送付され、翌年4月までの支払日と金額が記載されています。年金の支払額に変更があったときや、受取先の金融機関を変更したときなどには、変更後の内容が改めて通知されます。

郵便局の窓口で通知書と引き換えに現金で受け取りをしている人には、支払月ごとに「支払通知書」が送付されます。

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ。

